



平成 24 年 2 月 6 日

各 位

会 社 名 株式会社^アリソ^ハル・^コホ^レーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(JASDAQ・コード 3587)
問合せ先 役職・氏名 取締役 松田 高宏
電話 03-3582-3190 (代)

株式併合及び定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 2 月 6 日開催の取締役会において、下記のとおり平成 25 年 3 月 1 日開催予定の臨時株主総会において、株式併合をすることについて付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。なお、株式併合の実施については、平成 25 年 3 月 1 日開催予定の臨時株主総会における定款変更案の承認を条件としています。

記

1. 株式併合の目的

当社は、過去に大規模なエクイティ・ファイナンスを繰り返した結果、本日時点における発行済株式総数は 114,159,300 株となっております。

その経緯につきましては、平成 23 年 1 月 20 日に「株式の併合及び単元株式数の変更に関するお知らせ」にて開示致しましたとおり、平成 11 年、当社と株式の持ち合いをしていた銀行が、金融監督庁から自己資本比率についての早期是正措置を発動された結果として、当該銀行の株価が暴落し、当社側に大幅な評価損が発生したため債務超過に陥り経営状態は危機的な状況となりました。債務超過を解消するために資本の増強が必要不可欠であると当時の取締役会では考え、平成 12 年、第三者割当により、当時の発行済株式総数 800 万株に対し、3 倍にあたる 2,400 万株を発行し、12 億円を調達、また同年、24 億円を 4,800 万株の転換社債の発行により調達いたしました。当該転換社債はその後、株式に転換されております。この過程により 1 年間のうちに発行済株式総数は 800 万株から 8,000 万株へと 10 倍となりました。さらに、平成 14 年 7 月 15 日には、財務体質の改善及び業容の拡大を企図した資金調達を目的として、第 1 回円建て新株予約権 2 億 4 千万株を発行しました。結果として、同年 8 月には当時のジャスダック市場での売買高トップとなるなど株主数も拡大しました。平成 17 年には、当時、ロンドン証券取引所 AIM 市場に上場をしており、資源開発事業を展開していたロドールリソース社の株式に対する公開買い付けに伴い、1 億株以上の株式を発行し、平成 18 年 3 月期決算時には発行済株式総数が 425,335,000 株となりました。それに伴い株主数も 14,096 人となりました。平成 21 年 2 月 26 日には、資源開発事業の投資展開を目的とした資金調達を企図して新株式及び新株予約権を発行し、合計 1 億 300 万株が増加、平成 21 年 12 月 8 日には、同じく資源開発事業の投資展開を目的として、新株式 81,293,000 株、新株予約権総数 267,600,000 株を発行し、新株予約権は 130,900,000 株行使され、平成 22 年 12 月 31 日現在の発行済株式総数は 741,569,962 株となっております。その後、平成 23 年 1 月 20 日に開示致しましたとおり、10 株を 1 株とする株式併合を行い、74,159,300 株となりました。

また、平成 24 年 6 月 8 日に開示いたしました「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」のとおり、40,000,000 株の新株予約権による第三者割当増資を行い、主に借入金の返済、未払債務の支払いを行ったほか、運転資金に充当し資金繰りの安定化を図っております。また、前回ファイナンスの資金用途については、新株予約権発行後、借入金の返済に関して、借入先と協議を行ってまいりましたが、協議の結果、当初の想定よりも早期に返済せねばならない借入額が増加したことにより、当初計画していた当社既存事業の増強費用に充てることは困難となりました。

また、前回ファイナンスについては、事業の継続を主眼とし、主に資金用途を未払債務

及び借入金の返済、並びに運転資金としており、売上の向上及び営業利益確保のための事業投資は行いませんでした。

よって、兼ねてからの課題であった当社事業のてこ入れに資金拠出をすることはなかったことから、当社の主力事業である食品事業における売上の低迷が継続しております。

そこで、本日、開示致しました「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」(以下、当該リリースにおける新株予約権を「第4回新株予約権」といいます。)のとおり、新株予約権の発行による資金調達を行うことを予定しております。第4回新株予約権は最大 117,997,050 株(行使価額下限値における潜在株式数)発行済株式総数と潜在株式数の合計値は 232,156,350 株となる見込みです。

当社のこの10年間における資本政策の状況として、主として財務体質の強化と、それ以上に新規事業の展開を企図して、発行済株式総数が100倍へと増大する資本政策を展開し、また、当期におきましても、新株予約権の発行により40,000,000株の増資を行い、資金調達を行ったにも関わらず、経常利益・純利益ともに赤字の状態が続き、資本の増加が出来ませんでした。

事業の安定化、黒字化という結果が伴わないことにより、ご迷惑をおかけした投資家、市場関係者に深くお詫び申し上げ、調達資金に対する業績結果をもたらすことが出来なかったこれまでの状況について反省と謝罪を致します。

なお、今般の第4回新株予約権の発行は、運転資金の確保及び未払債務の支払い及び借入金の返済を資金使途とするものに加え、当社の既存事業の中心である食品事業のハミングステージの立て直しに寄与することを目的としております。ハミングステージの立て直しにより、これまで重ねておりました、企業存続を目的とするファイナンスを行わず、当社の自助努力による事業の存続が可能となる見通しです。

また、本株式併合は、以下に記載のとおり、当社グループの財務基盤の整備、株価状況の改善、株式管理コストの削減のために行うものであり、特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではありません。授権株式数の拡大に関しては、会社法では、株式併合により、当然に発行可能株式総数の減少はなされないものとされ、株主総会の決議により発行可能株式総数を減少する定款変更を別途行う場合にのみ発行可能株式総数が減少することになります。したがって、株式併合を行う場合は、株式併合により発行済株式総数の減少はなされますが、会社は発行可能株式総数まで新たに株式を発行することができ、実質的な授権株式数の拡大となります。

そのため本日付で別途開示しました「定款一部変更に関するお知らせ」のとおり、本日開催の取締役会において、平成25年3月1日に開催を予定している臨時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしました。

当該定款変更案においては、第4回新株予約権の発行に伴う株数の増加に伴い、授権枠を一旦280,000,000株と致しますが、株式併合の効力発生後につきましては、株式併合後の発行済株式総数に、第4回新株予約権の権利行使による株式の増加数を加味した46,431,270株のおよそ1.1倍にあたる51,000,000株としております。

51,000,000株の根拠と致しましては、今後の機動的な資本政策の可能性を考慮しつつも、4倍を超えるような大規模な希薄化を伴うエクイティ・ファイナンスの実施を行うことはないことから、今後の資本政策を考慮した結果によるものであります。

なお、今後は、事業の安定化に努め、事業の黒字化達成による営業キャッシュ・フローにより事業を推進させることを考えており、今般の新株予約権の発行により、当社事業基盤の立て直しを図る所存でございますが、事業拡大に伴う資金が必要となった場合等に備え、株式併合後の発行可能株式総数を発行済株式数のおよそ1.1倍にあたる51,000,000株としております。

また全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しております。当社は、株式会社大阪証券取引所 JASDAQ 市場(以下、「JASDAQ」という。)に上場する企業として、全国証券取引所が目指している売買単位の集約を尊重し、当社株式の売買単位を現行の100株のままとし、現状の投資単位を維持することが適当と判断し、単元株式数の変更は行いません。

なお、本株式併合は、特定の株主様を優遇することや特定の株主様を排除することを目的として行うものではなく、当社グループの株式事務コストの削減を含む財務基盤に対する寄与、発行済株式総数の適正化及び株価状況の改善、株式管理コストの削減のために行うものであることを、株主様にはご理解いただくため会社として努めますとともに、今後はさらなる企業努力により、株主様や投資家の皆様のご期待に沿った経営を行いたいと考

えております。

当社は、本株式併合を実施する場合に、本株式併合の効力発生日時点において当社株式を5株未満という形で保有している株主様(以下、「5株未満株主様」という。)、6株以上500株未満という形で保有している株主様(以下、「単元未満株主様」という。)、のような少数株主の皆様が被る不利益とは、i) 売買機会を逸失すること、ii) 保有機会を逸失すること、iii) 議決権の行使機会を逸失することと考えております。

5株未満株主様にとりましては、本株式併合により保有機会そのものが失われます。平成24年9月30日時点において、5株未満株主様の数は11名で、その保有株式数は合計19株であり、当社の株主総数14,203名に占める比率は0.077%で、発行済株式総数114,159,300株に占める比率は0.000%となります。5株未満株主様の人数及びその保有株式数が当社の株主総数及び発行済株式総数に占める比率がいずれも1%未満であることから、市場に混乱を与える可能性や程度は極めて低いと考えておりますが、当社としては5株未満株主様を軽視するつもりは全くございません。効力発生日までは従来どおり会社法に基づく単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、最終的には金銭をお支払いすることになりますが、5株未満株主様に対して、ご希望に応じて個別にご説明を差し上げる機会を設けることも検討いたしております。また平成25年2月5日当社の株価は13円であり、これから当社の時価総額は1,484,070千円であり、5株未満株主様の保有株式数合計に基づく時価総額は247円であるため、その比率は0.000%となっております。5株未満株主様1名あたりの保有株式数は平均1.727株となるため、1人あたり22.4円の保有機会を逸失するものであり、絶対的な金額も低いものであります。

また、単元未満株主様にとりましては、本株式併合により保有機会を逸失することはありませんが、売買機会や議決権の行使機会が失われます。平成24年9月30日時点における株主名簿において、本株式併合により単元未満となる株主様の数は5,896名で、その保有株式数は合計1,119,523株であり、当社の株主総数14,203名に占める比率は41.51%で、発行済株式総数114,159,300株に占める比率は1.62%となります。単元未満株主様につきましては、単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、前述の臨時株主総会に付議される「定款一部変更の件」が承認可決された場合、効力発生日後は、単元未満株式の買増しも可能となります。なお、本開示時点における当社の自己株式は2,434株であるため、買増請求の状況によっては、全ての請求に応じることができない可能性がございます。また、買取請求の資金につきましては、自己資金にて賄うことを予定しております。

単元未満株主様の発行済株式総数に占める比率として1.62%と高い割合ではないものの、人数に占める比率は41.51%と、比較的高い数値であると考えております。しかしながら、当社としては単元未満株主様を軽視するつもりはなく、効力発生日までは従来どおり会社法に基づく単元未満株式の買取請求の機会を提供しつつ、最終的には金銭をお支払いすることになりますが、単元未満株主様に対しましても、5株未満株主様と同様、ご希望に応じて個別にご説明を差し上げる機会を設けることも検討いたしております。

なお、本株式併合につきましては、平成25年3月1日に開催を予定している臨時株主総会にて、株主の皆様のご判断に委ねることとなります。

また、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQにおける有価証券上場規程」第47条第1項第4号では、月末終値または月間終値平均が10円未満である場合において、3ヶ月以内に月末終値及び月間終値平均が10円以上とならなかった場合には、上場廃止となることが規定されています。当社の株価は、直前営業日である平成25年2月5日の終値が13円であり、今後の株価の状況により、月末終値及び月間終値平均が10円未満となり、その状況が3ヶ月継続した場合には、上場廃止となる懸念がございます。そのため、株価の状況を改善する方策の一つとして今回、株式併合を実施したいと考えております。

なお、株価の状況の改善策として、自己株式の取得を含め、複数の選択肢が想定されますが、当社の現在の状況としては、営業キャッシュ・フローはマイナスの状態であり、資金的にも非常に厳しい状態が継続しているため、現実的に選択できる選択肢は限られており、できる限り資金支出を伴わない施策をとることが重要であるとの考えから、今般の株式併合を選択するに至りました。

さらに、当社グループは、選択と集中による事業の整理・再編を推し進め、飲食小売事業を始めとする事業の推進及びコストの削減に取り組み、経営資源をより有効に活用するように様々な経営改革を行ってまいりました。このようなグループ全社にわたる経営改革において、株式上場維持費を含む管理部門の経費削減はグループの企業価値向上には欠かせない項目となっております。中でも株主名簿管理人への証券代行手数料等の株式管理コストは、当社の過去のファイナンスに伴う株式数の増加に比例して増加してきており、平

成 24 年 3 月期で約 21,000 千円となっております。当該費用は、平成 24 年 3 月期の当社の本社経費約 364,173 千円に占める割合のうち約 5.8% となっております、大きな比重を占める費用の一つであります。本株式併合により増加する少数株主の皆様が単元未満株式の買取りを行うことによって、株式管理コストの削減が見込まれます。

また平成 24 年 3 月期で約 13,600 千円かかっていた招集通知や議決権行使をいただいた株主の皆様に対する株主総会関連費用も、今後は約 6,800 千円程度に削減されることが予想されます。

2. 株式併合の概要

(1) 併合の方法

平成 25 年 3 月 19 日（火）をもって、平成 25 年 3 月 18 日（月）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、普通株式 5 株につき、1 株の割合をもって併合いたします。

（注）1 株に満たない端数の処理方法：株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じる株主様につきましては、会社法第 234 条及び会社法第 235 条に基づき、一括して売却処分とし、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

① 5 株未満株主様の状況

平成 24 年 9 月 30 日の株主名簿上、本株式併合により当社株式保有機会を逸失することとなる 5 株未満株主のうち、7 人は個人、4 人は法人であり、その保有株式数は 1 株、2 株、3 株となっております。5 株未満株主数の人数は 11 名で、その保有株式数は合計 19 株であり、当社の株主総数 14,203 名に占める比率は 0.077% 及び発行済株式総数 114,159,300 株に占める比率は 0.000% となります。

② 新単元未満株主様の状況

平成 24 年 9 月 30 日の株主名簿上、本株式併合により当社株式売買機会や議決権の行使機会を逸失することとなる新単元未満株主様の人数は 5,896 名で、その保有株式数は合計 1,119,523 株であり、当社の株主総数 14,203 名に占める比率は 41.51% 及び発行済株式総数 114,159,300 株に占める比率は 1.62% となります。

(2) 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 : 114,159,300 株（平成 25 年 2 月 5 日現在）

今回の併合により減少する株式数 : 102,743,370 株

株式併合後の発行済株式総数 : 22,831,860 株

（注）1「併合により減少する株式数」は、併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。株式併合の効力発生を条件として、定款上の発行可能株式総数も併合比率に応じて変更する予定です。

(3) 併合により減少する株主数

総株主数及び当社発行済株式総数は平成 24 年 9 月 30 日現在の数値であり、株式の併合を行った場合、当該総株主数 14,203 名のうち、併合前の保有株式数が 5 株未満の株主様 11 名（その所有株式数の合計は 19 株）が保有機会を失うこととなります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	14,203 名（100.00%）	114,159,300 株（100.00%）
5 株未満株主数	11 名（0.077%）	19 株（0.00%）
100 株以上株主数	14,192 名（99.923%）	114,159,291 株（99.99%）

（注）総株主数、当社発行済株式総数及び 100 株以上株主数には、自己株式（1 名 2,434 株）が含まれております。

(4) 株式併合の条件

平成 25 年 3 月 1 日開催予定の臨時株主総会における「株式併合の件」及び「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件としております。なお、これに併せて当社の定款に定める発行可能株式総数についても併合比率に応じて変更する予定であり、当該株主総会において「定款一部変更の件」の議案を付議のうえ、同時にその承認を得る予定です。

3. 定款の一部変更

株式併合の実施に伴う発行可能株式総数の変更により、以下の通り定款を一部変更致します。

なお、第4回新株予約権の発行による株式の増加を可能とするため、当社定款第6条の変更により、発行可能株式総数を現行の120,000,000株から280,000,000株に増加させるものと致しますが、平成25年3月19日以降、5株を1株とする株式併合の効力発生に伴い、発行可能株式総数を51,000,000株に変更するものと致します。なお、今後は、事業の安定化に努め、更なる後向きなファイナンスは行わないことを考えており、今般の新株予約権の発行により、当社事業基盤の立て直しを図る所存でございますが、事業拡大に伴う資金が必要となった場合等に備え、機動的なファイナンスが可能となるよう、株式併合後の発行可能株式総数を発行済株式数のおよそ1.1倍にあたる51,000,000株としております。

現行定款	変更定款案
<p>第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 120,000,000株とする。</p>	<p>第2章株式 (発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 280,000,000株とする。</p>
	<p>(附則) 第6条は、当社臨時株主総会において、株式併合議案ならびに定款一部変更議案が承認されることを条件として、平成25年3月19日以降、以下のとおりとするものとする。なお、本附則は、平成25年3月19日以降、削除されるものとする。</p>
	<p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 51,000,000株とする。</p>
(新設)	<p>(单元未満株式の買増し) 第10条 本会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p>
第10条～第45条 (条文省略)	第11条～第46条 (現行どおり)

4. 日程

取締役会決議日	平成25年2月6日
株式併合基準日設定公告日(予定)	平成25年3月4日
臨時株主総会決議日	平成25年3月1日
株式併合基準日(予定)	平成25年3月18日
株式併合効力発生日	平成25年3月19日

5. 株式の併合を行った場合の株主様に対する当社の見解

当社は、過去に大規模なエクイティ・ファイナンスを行い、市場での資金調達を繰り返し、財務基盤の建て直しを図り、そして、事業を行ってまいりました。

株主の皆様からお預かりした資金を業績結果として生み出すことに失敗させたことは、誠に申し訳なく、深くお詫びを申し上げます。また、大規模なエクイティ・ファイナンスを繰り返した結果、発行済株式総数は1億株を超え、株価は10円を推移する状態を招き、経営陣としてはお詫びの申し上げようもない次第であります。当社としてもこのような事態は遺憾ではありますが、現在当社を応援し株を保有していただいている株主様に責任を取るた

めに、会社を健全化し業績を回復させるさまざまな手段を講じていくことでその責任を果たさせていきたいと考えております。

上記のような経緯による株式併合でございますが、保有株式5株未満の株主様につきましては、株式の併合によりその保有機会を失うこととなりますことを深くお詫び申し上げます。また、株主には、今般の株式の併合及び単元株式数の変更の趣旨を十分にご理解の上ご協力いただきますようお願い申し上げます。

以 上